

特集

若者の就職・就労を考える

フリーターやニートの問題に代表されるように、いま若者の就職をめぐる状況はきわめて厳しいものがある。若者の職業観、就労意識の変化が問題とされる一方で、そのような意識状況を生み出している経済的・社会的条件の解決の必要性も指摘されている。今回の特集では、若者の就職・就労について、労働市場の現状、法整備の動向、自治体等の支援施策、さらに若者の主体的な取り組みなどを取り上げ、若者の働くことの意義や状況打開にむけた方策を考える。



金沢大学経済学部教授
伍賀一道

若者の雇用と働き方は どのように変わったか

日本の労働市場は1990年代後半から今日までの10年ほどの間にかつて経験したことのないほどの変容を遂げている。とりわけその変化は若年層において大きい。その一つは、日本の企業の多くが若者に(とくに中卒、高卒者に)たいして正社員としての仕事を与えることに消極的になっていることである。新規学卒者を正社員として一括採用し、職業能力養成は企業自身の手で自前のコ

ストで行うという日本の雇用慣行は今や解体しつつある。企業は正社員の採用を抑制しつつ、採用する場合でも中途採用の割合を増やすようになった。正社員にかわって増加が著しいのがフリーターであり、最近ではニートも注目をあびている。小論では、近年の若者の雇用と働き方をめぐる変化を明らかにし、今求められる雇用政策の課題を示したい。

■若年労働市場の変容

バブル崩壊後、1992年をピークに若者に対する求人は減少の一途をたどってきた。92年当時168万人あった高校新卒者の求人は、95年には65万人、2000年27万人、2004年には22万人へ、ピーク時のおよそ8分の1にまで落ち込んだ。ここ1~2年、日本経済の景気回復に加えて、団塊の世代の退職を間近に控えて新規学卒者の求人は改善傾向にあるものの、正社員の抑制という大き

特集 若者の就職・就労を考える

若者の雇用と働き方はどのように変わったか

金沢大学経済学部教授 伍賀一道 …… ①

最近の労働法制の動向 ~その若者への影響~

金沢大学法學部教授 名古道功 …… ⑤

若者の可能性と就職支援

石川県若者しごと情報館 ジェブカフェ石川センター長 植村まゆみ …… ⑦

僕らが一揆に立ち上がった理由(わけ)

円山青年一揆実行委員会事務局 永井宏和 …… ⑪

コレ、どうして? どうする? フリーター、ニート

若者のフリーター、ニート問題

(社)石川県経営者協会 事務局次長 德田邦昭 …… ⑫

特別寄稿 出生率を伸ばした小さな村の大きな挑戦

下條村長 伊藤喜平 …… ⑬

コレ、どうする? 中心市街地

中心市街地活性化に向けて

~金澤タグレ祭りの実施を通して~

(社)金澤青年会議所 副理事長 浦淳 …… ⑯

な方針の転換はそれほど期待できない。企業は訓練コストのかかる新規学卒者の採用拡大よりも、むしろ即戦力の定年退職者の再雇用を優先させるのではなかろうか。

正社員の採用抑制と対照的に増加しているのがパートタイマーやアルバイト、派遣社員、契約社員などの非正規雇用である。非正規雇用化の進行は、若者に限らず近年の雇用をめぐる最も大きな特徴で、雇用労働者全体の30.2%を非正規雇用が占めている(総務省「平成14年就業構造基本調査」、ただし在学生を除く)。15~34歳までの若年層の非正規雇用率は25.5%で、全体よりやや低いが、その中身が問題である。

まず、若者の非正規雇用化の度合いは学歴によって明らかな違いがある(図参照)。例えば、20~24歳の若年労働者の正社員比率を見ると、1997年時点では中卒(高校中退を含む)でも7割近くは正社員であったが、02年には半分にまで落ち込んでいる。高卒では81.3%から64.4%に、大学・大学院卒では87.2%から77.2%に、正社員比率が全体として減少しつつ、学歴間格差が顕著である。

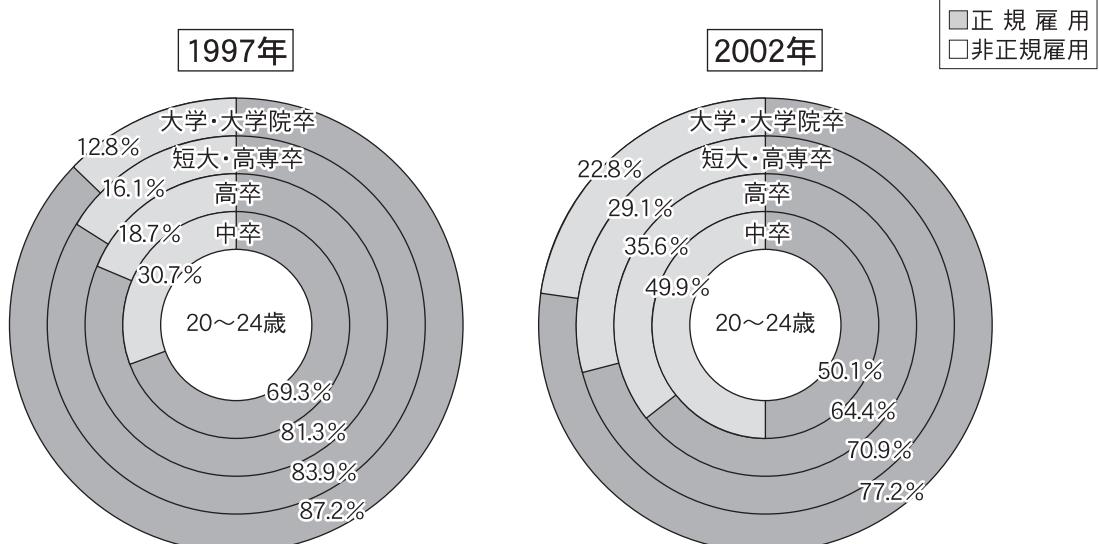
このように、非正規雇用化がすんでいるもとでも、大学か、少なくとも短大・高専に進学することで正社員のポストにつける可能性が広がるが、そのチャンスは親の経済力によって左右される。

いくら勉強ができるても大学や専門学校への進学を断念せざるをえない高校生は少なくない(安田雪『働きたいのに…高校生就職難の社会構造』勁草書房)。

非正規雇用の増加はまた低所得層の増加でもある。今、さしあたり年間所得200万円未満を低所得層とすれば、その8割近くを非正規雇用が占めている。15~34歳までの若年層の非正規雇用のなかで約7割は年間所得が200万円未満である(総務省、前掲調査)。時給800~900円の場合、正社員なみに年間2,000時間働いても160~180万円にしかならない。低所得の非正規雇用の増加は社会全体の所得格差の拡大をもたらしている。1990年代後半から最近にかけて、個人間の労働所得格差が拡大しているが、特に若年層のなかでその拡大テンポが速い。この若年層内における格差の拡大は、フリーター化など非正規雇用の増大の影響が大きい(内閣府経済社会総合研究所、ESRI Discussion Paper Series No.140)。

日本では非正規雇用から正規雇用への転換がきわめて難しいため、低所得・非正規雇用の若年層は今後10年もしないうちに「中高年フリーター」に移行するものと考えられる。低所得層が増加する結果、消費抑制、税収および社会保険料の減少をもたらしGDP成長率を押し下げるとする試算がある。これはまた少子化を加速する要因ともな

図 学歴別雇用形態の変化(20~24歳)



(出所) 総務省「就業構造基本調査」(1997年、2002年)より作成。

る（「増加する中高年フリーター」UFJ総合研究所調査レポート、2005年4月4日号）。低所得・非正規雇用層の家庭で育った子どもたちの場合、彼らもまたフリーター化しやすいとの調査結果もあり、フリーター問題および所得格差は世代を越えて固定化するおそれがある。

■フリーターという働き方

「フリーター」とは、在学生を除いた若年の非正規雇用の総称である（論者によつては既婚女性を除外することもある）。在学生を除いた15～34歳までの非正規雇用労働者は全体で467万人になる（総務省、前掲調査）。非正規雇用が増加する要因を需要側（企業の雇用方針）ではなくもっぱら供給側（若者）に求める見解があるが、それは正確ではない。内閣府のレポートも指摘するように、正社員として働く会社が見つからないため、派遣労働などに従事する若年層が増えている（内閣府「今週の指標」590号、2004年12月13日）。

フリーターのなかで目立って増えているのが派遣会社や業務請負業者などの人材仲介業者を介してさまざまな職場に派遣される働き方である。今日では、人材仲介業者によって全国各地から求職者が集められ、オフィス、家電店、メーカーの製造ライン、物流センター、運送会社、病院や大学などいたる所に配分するシステムが作られている。コンビニや居酒屋、ラーメン店の従業員も直接雇用のアルバイトではなく人材仲介業者から派遣されたアルバイトの場合が少なくない。こうした仲介業者に関する正確な統計はないが、全国でおよそ1万社を優に超えるだろう。総務省「事業所・企業統計調査」（2004年）によれば、「別経営の事業所からの派遣又は下請従業者」は2001年時点に比べ28万人増加し、244万人に達している。

トヨタやソニーなど日本を代表するメーカーも含め、製造ラインにおける派遣労働や業務請負の活用は「標準的な生産システム」となった¹。製造ラインのうち技能をそれほど必要としない箇所に、取り替え可能な「外部人材」をあてはめている。メーカーがこれらの労働者を活用する目的は、人件費の削減とともに、業務量の変動にあわせて人員調整を容易にするためでもある。仲介業者と若者との雇用契約期間は3か月～半年間ほどに限られ、求められる技能も限定的である。当の労働

者にとってこのような働き方の問題は、技能を蓄積し、より安定した職に異動できる見通しがたたないことだ。

短期雇用を象徴するのが時間単位での人材提供を行っている軽作業請負業である。若者中心の求職者はあらかじめ携帯電話やパソコンをとおして業者のサイトに就労希望の職種と曜日、時間帯を登録しておく。ユーザーからたとえば「1週間後のイベント会場設営に10人欲しい」というような注文が入った場合、業者は求職者のデータベースをもとに登録者のなかから求人条件に適した若者を検索し、派遣する労働者を決定する。情報ネットワークを基盤にした人材仲介業者による「短期雇用の労働市場の組織化」が実現している。効率的な労働力の活用システムではあるが、長期的な技能の形成、安定した所得の確保という点から考えた場合、このような働き方の問題は大きい。

■若年正社員のゆううつ

では、幸いにして正社員となった若者は「勝ち組」かと言えば、必ずしもそうではない。フリーターに比べれば賃金は明らかに高いけれど、それと引き替わりに長時間労働が途切れることなく続くからだ。総務省「労働力調査」によれば、1週間に60時間以上働く雇用者数は1998年549万人（従業者総数の10.4%）、2000年631万人（同12.0%）、04年642万人（同12.2%）へ、増加傾向にある。しかも、30代男子でもっともその割合が大きい。成果主義のもと会社が正社員に求める仕事の達成度は年々引き上げられているため、「自発的に」残業する人たちも少なくない。

このような若者の働き方、働き方を背景にして、近年、精神疾患をわずらう若年労働者の比率が目立って増加している。厚生労働省がまとめた2004年度分の「精神障害等の労災補償状況」（過労自殺にも関連）では請求件数（524件）のうち29歳以下、30～39歳がそれぞれ22.7%、36.1%を、また、認定件数（130件）のなかではそれぞれ20.0%、40.8%を占めている。

若年正社員の労働負担の増加は、かれらの離職率を高め、他方で正社員としての働き方を忌避する若者を生み出している。大卒者の3割が就職後3年以内に離職する背景には現代企業の働き方の問題がある。離職率を引き下げ、フリーターを

減らすには、若者にたいする意識改革や就業支援を強化するだけでなく、正社員を含む職場の労働環境を改善することが不可欠である。

■若年雇用対策に求められる視点

若者の雇用と働き方をめぐって、上記のような問題が特にひろがったのは1990年代半ば以降のことである。その底流にあるのは地球規模での競争の激化を背景にした企業の雇用の弾力化戦略(人件費の圧縮、正規雇用の抑制、非正規雇用の積極的活用)とそれを支援した規制緩和(構造改革)政策だ。政府は労働基準法や労働者派遣法をあいついで改正し、有期雇用や派遣労働を企業にとって使い勝手のよいものに改めた。派遣労働は、正規雇用の職が脅かされることを防止するため、おもに専門的業務に限定してその利用が認められたが(労働者派遣法の制定、1985年)、規制緩和によって今では「原則自由」となった。労働者のリースを意味する労働者供給事業は現行の職業安定法で禁止されているが、事実上野放し状態にある。

雇用の弾力化戦略と労働分野の規制緩和政策が若者の雇用や働き方にどのような結果をもたらしてきたか、冷静に見つめ直す時だ。内閣府『国民生活白書』(2003年版)も指摘しているように²、いま日本では長時間労働の正社員の若者と、断片的な雇用しかないフリーターの間の二極化状況が作り出されている。この二極化状況を開拓し、正社員と非正規雇用(フリーター)とのワークシェアリング(仕事と労働時間の分かれ合)を進めることができることが求められている。そのために必要なことは、労働者派遣事業の一層の規制緩和など、若者のなかでフリーターをさらに増やすような政策を改めつつ、たとえフリーターであっても親に依存せずに自立して生活できる条件を整備することである。その焦点となるのは最低賃金の引き上げである。日本の最低賃金制の機能は著しく低く、現状の最低賃金額(石川県の地域最低賃金の時間額は本年10月より649円)で単身者の生活を維持することは困難である。

いま一つ大切な課題は、非正規雇用(フリーター)から正規雇用へ転換できるルートをつけることである。現状では学卒時にフリーターであった人たちが、正社員に転換することは容易ではない。中途採用する際に、フリーターとしての就労経験

をマイナスに評価する企業が少なくないからである。だが、フリーターの肥大化や固定化は社会全体にとってマイナスの影響があまりに大きい。公的資金による技能教育を行うなどして、本人が希望すれば、非正規雇用から正規雇用に転換できるルートを開くことが重要であろう。

第三の課題は労働時間規制である。20代や30代にまで過労死や精神障害が広がっているような働き方、働くせ方は尋常ではない。労働基準法の労働時間規制の対象からホワイトカラーをはずすような規制緩和(ホワイトカラー・イグゼンプション)は時代の要請に逆行してはいないか。正社員とフリーターのワークシェアリングをすすめるには、まず前者の労働時間の規制から始めなければならない。厳しい企業間競争のもとであっても、10年後、20年後を見通した雇用対策が求められている。

(付記)本稿は、先に執筆した拙稿「学力づけても職はない——いま若者の仕事はどうに変容しているか」(『世界』2005年5月号)、「雇用と働き方から見たワーキング・プア」(『ポリティーク』第10号、旬報社、本年9月刊行)、「労働市場の変容とリスクの拡大」(『季刊家計経済研究』第68号、同10月刊行予定)をもとにしている。あわせてご参照いただければ幸いである。

¹ 例えば、昨年、三重県亀山市に立地したシャープの液晶工場では2,700人の社員のうち、およそ7割(1,900人)が請負会社によって全国から集められた若者で、シャープの正社員として地元から就職できた高卒生はわずか14人にすぎないという(「日経産業新聞」2004年11月5日付)。

² 「正社員が減少する一方でパート・アルバイトが大幅に増え、正社員とパート・アルバイトとに二極化している。少数になった正社員は、長時間働かされているが、給料は高く、職業教育を受ける機会もある。一方、パート・アルバイトは、低い賃金で短い時間しか働かず、技能の身に付きにくい作業をしている場合も多い」(『国民生活白書』2003年版)。